

令和7年11月定例会 総務委員会（事前）

令和7年11月25日（火）

[委員会の概要 公安委員会関係]

出席委員

委員長 古野 司
 副委員長 岡本 富治
 委員 福山 博史
 委員 真貝 浩司
 委員 立川 了大
 委員 庄野 昌彦
 委員 近藤 諭
 委員 梶原 一哉
 委員 達田 良子

議会事務局

議事課長 郡 公美
 議事課課長補佐 小泉 尚美
 政策調査課課長補佐 幸田 俊樹

説明者職氏名

〔公安委員会〕

警察本部長	児玉 誠司
警務部長	北 啓二
警務部参事官兼首席監察官	田中 功
生活安全部長	前川 伸二
刑事部長	平岡 信吾
交通部長	勝瑞 忠
警備部長	田村 聰
警務部企画・サイバー警察局長	坂東 玲
刑事部首席参事官兼刑事企画課長事務取扱	茨木 基良
警務部参事官兼企画・サイバー警察局総務企画課長	坂東賢太郎
警務部参事官兼会計課長	富永 健
警務部参事官兼警務課長	富田 勲
生活安全部参事官兼生活安全企画課長	熊野 宏明
交通部参事官兼交通企画課長	南谷 雅彦
警務部監察課長	日下 達也
警備部警備課長	山本 英児

【提出予定議案等】（説明資料）

○ 報告第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

なし

古野司委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。（10時33分）
直ちに議事に入ります。

これより当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の11月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

田中警務部参事官兼首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について報告いたします。
お手元の説明資料の3ページを御覧ください。交通事故が3件です。

1件目は、本年2月28日、刑事部捜査第二課員の運転する捜査用車両が信号機の設置されていない交差点に進入した際、右方から進行してきた車両と出会い頭に衝突した人身事故で、賠償金額118万6,406円で和解いたしました。

2件目は、本年7月1日、警務部留置管理課員の運転する公用車両が駐車場において後退中、後方で停止中の車両に衝突した物損事故で、賠償金額24万6,800円で和解いたしました。

3件目は、本年7月25日、警備部機動隊員の運転する公用車両が駐車場において右方に向け発進した際、右隣の駐車車両に衝突した物損事故で、賠償金額9万6,877円で和解いたしました。

報告事項は以上でございます。

古野司委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは質疑をどうぞ。

福山博史委員

私からは、来月から開始される警察手続のオンライン化についてお伺いいたします。

報道によりますと、警察庁において道路使用許可などの各種警察手続のオンライン化が進められており、12月からはほぼ全ての手続がオンラインにより申請できるようになるとのことです。道路使用許可や自動車保管場所の届けは、県民にとって身近な手続であるた

め、概要について教えてください。

坂東警務部参事官兼企画・サイバー警察局総務企画課長

警察行政手続オンライン化システムについての御質問でございますが、同システムにつきましては、県民や事業者等から警察に対してなされる各種行政手続に係る申請などについて、インターネットを利用してオンラインで実施することとなるシステムであります。本年12月から約600の手続において運用を開始する予定となっているものでございます。

利用に当たりましては、デジタル庁が運営しております電子申請のポータルサイトe-Govを経由して、本システムにアクセスすることとなります。このオンライン化によりまして、警察署等までの移動時間の削減であったり、24時間365日申請等を行うことができるなどのメリットがあると認識しております。

なお、システムの運用開始後におきましても、これまでどおり警察署等の窓口での申請は可能としているところであります。

福山博史委員

続いて、手数料の納付方法についてお聞きします。

徳島県においては、9月定例会で手数料条例の改正もありましたが、将来的に収入証紙が廃止となります。以前出納局にお伺いした際には、収入証紙廃止に伴い、キャッシュレス化、ウェブ決済等の導入を検討しているとのことでした。

ところで、警察庁が進めるオンライン手続では手数料納付に対応していないため、手数料を納付するため警察署に出向く必要があるとのことであります。それでは余り意味がないと考えます。

この点について県警察はどのように考えているのか教えてください。

坂東警務部参事官兼企画・サイバー警察局総務企画課長

今回、警察庁が整備したシステムにつきましては、現時点で手数料の収納に対応していないものとなります。

このため、手数料が必要な手続につきましてはシステム運用開始後、当分の間、申請等をシステムで行った後に手数料を警察署等の窓口まで持参していただくこととなるものであります。

しかしながら現在、本システムを利用した手続に係る手数料につきまして、県の電子申請・届出システムの電子決済機能を利用して納付するという運用の実現に向けて検討を重ねているところであります。

県警察としましては、引き続き本システムの利便性の向上のための取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

福山博史委員

これまで警察署の窓口に行って手続をしていたものが、申請から交付までオンライン上でできれば非常に便利になると思います。

今回のオンライン化で、手数料納付の問題を除けば、拡大された全ての手続についてオ

ンライン上で完結できるのでしょうか。

坂東警務部参事官兼企画・サイバー警察局総務企画課長

今回、オンライン化される約600の手続の中には、例えば運転免許の申請や猟銃等の所持許可の更新申請など、身体検査や現物を視認する必要がある手続のほか、交付物を手交する手続もあります。これらについては、その際に窓口に来ていただく必要があるものでございます。

福山博史委員

現在、あらゆる部門においてDXの推進等の取組がなされております。このオンライン手続についても必要な調査や現物の確認等、現時点はどうしてもオンライン上で完結できない手続もあるかと思いますが、将来を見据えてそれぞれの業務の合理化のみならず、県民の利便性向上に向けた取組を推進していただきますよう要望して、質問を終わります。

古野司委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（10時40分）